

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十二日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第五号の第五号(4)イを次のように改める。

- イ 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送
- (ア) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
- (イ) 標準テレビジョン放送

別表第五号の第五号(4)ウを削る。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号(5)中「を含むテレビジョン放送」の下に「(超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)」を加える。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする放送法第九十三条第一項の認定を受けている衛星基幹放送事業者は、この省令の施行の日において、同表の下欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする同項の認定を受けた衛星基幹放送事業者とみなす。

テレビジョン放送(デジタル放送)	超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送
------------------	--------------------------